

「土木・建築部門における一部業務の見直しについて」

要求提出! **基本要件申し入れる!**



本日、「土木・建築部門における一部業務の見直しについて」基本要件を申し入れました。昨年12月7日の提案以降、12月22日に解明交渉を行って細部を明確にしてきました。しかしながら、土木、建築職場の将来に大きな影響を及ぼすにも変わらず、支社ごとの詳細を示せないなど、施策実施に向けて多くの不安を残しています。基本要件においては、設備21の基本方針を踏襲し、技術継承・技能伝承ができる直轄フィールドを守るために交渉を創りあげます!

1. 今施策の実施にあたっては、検査、工事に関する技術力と安全性を低下させないこと。また、発生する要員効果は、技術継承・技能伝承のためにJR直轄で運用すること。
2. 部外能力活用や見積査定業務の簡略化については、一部はJR直轄で従来通り行うこと。また、法令への適合性を確認・判断する業務はJR直轄が行うこと。
3. 監督業務の委託においては、受託会社任せとならない体制とすること。また、営業線近接となる設備の保守や工事については、JR直轄の担当すること。
4. 集約工事については、反復・継続して発注する工事に限定すること。
5. 建築設備センター（仮称）については、体制と目的を明確にした上で、必要な資機材の整備、執務上必要となるスペース及び付帯施設（休憩・休養所、ロッカー、更衣室、書類保管庫等）を整備した後に発足させること。また、労働条件、賃金が現行水準より低下しないようにすること。
6. 土木関係における業務執行体制の変更については、土木技術センターの業務を圧迫しないようにすること。
7. 構造物管理グループ（仮称）の体制を確立するために、各土木技術センターの体制を強化すること。また、育成プラン途中の組合員を配置しないこと。

設備職場の将来を私たちの手でつくりあげよう!!